

平成 31 年 3 月 11 日

第 3 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成31年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午前10時00分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 204号室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員5名 計12名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	欠員
	7 番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		後藤 信介
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員
推進委員 坂田 敏之

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）
- 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から、平成31年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

　　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　　それでは、議事録署名委員は、4番 佐藤委員、3番 梅木委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　　次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　議案集をお開き下さい。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求めます。平成31年3月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

　　議案第1号番号1です。土地は大字、黒淵です。1筆、畑になりまして、面積は1,438㎡です。権利の種別は、3条による有償移転でございます。譲り受け人は以下のとおりでございます。受け入れ設定、譲り受け人の受入世帯の稼働人員は、2人中2

人という事で、備考の欄ですが、1反あたり〇〇円の有償取引となっております。詳しくは、別紙の方を見て頂きたいと思いません。右上にその他資料と書かれているものですね。ここに3条の許可申請書の写しを付けております。対価の方は10aあたり〇〇円というさっきお話しした金額が載せてあります。3ページに農機具、農業従事者の情報がございまして、それから4ページに権利を取得する方の家族構成です。5ページの一番上の方が、周辺地域との関係という事です。それから、6ページが地域との役割分担の状況です。この案件の登記簿の写しが7ページに付けてありまして、抵当権等、障害になる権利は設定されておりません。現場の状況としましては、位置関係が分かりやすいものとして、8ページをご覧ください。ゼンリン地図に現場の申請地の印が付けてあります。現場はゼンリン地図に記してある個人住宅の裏側に位置しております。字図が付けてありますけど、航空写真が11ページに付けてありまして、赤くマジックでエリアを囲んだ所が、当該地の土地でございまして、この写真は数年前の航空写真のデータになっております。白い屋根が付いている所が当時、豚舎があったところでございまして、それから現場の方は、12ページを見て頂きたいと思いますが、現場は何もない状態になっております。3条の地元農業委員さんへの事前説明と言う事で、確認書を13ページに付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 　　2月22日に梅木委員と一緒に現場を確認させて頂きました。これにつきましては、譲り受け人も農家でありますし、農地も管理できるという事で問題ないかと思えます。以上です。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 　　〇〇さんですかね。この方は歳が〇〇歳ですか。

議 長 　　〇〇歳は〇〇さんの方ですね。

7 番 ○○歳ですね。大体、どうするのですか。今後は、大丈夫なの
のでしょうか。

2 番 こんにゃくを植えてるって言ってました。

事務局長 事務局の方から説明します。農地法上の3条の条件の中には、
農業経験と農機具とそれから下限面積をクリアする事が条件で
ございまして、年齢的な高齢だから取得が出来ないというよう
な条件はございません。実態として機械が使えるばですね。事
前に、行政書士から相談はありましたけど、実際に機械を使う
という事です。将来の事は確かに分かりません。

7 番 はい、分かりました。

1 番 逆なら分かるけどな。売る人が○○歳で、買う人が○○歳だ
からな。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しまし
た。

議長 続いて、日程第3 報議案第2号「農業経営基盤強化促進法
第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権
移転）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願
いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。3ページになります。「農業経営基盤
強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経
営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地、利用集
積計画の決定について意見を求める。平成31年3月11日提出。
小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号になります。番号1、農地の所在は下城です。地
目が畑で、筆の面積は17,675㎡になります。所有権の移転をす

る者、所有権の移転を受ける者、以下のとおりでございます、この案件につきましては、AさんからBさんに所有権が移転するものについて、特例事業という事で、公社が間に入るというのがございます。過去にまず前の所有者から公社に所有権移転の議案が処理された案件でございます、今回は公社から、買い手の方に所有権を移転するという特例事業でございます。要件は、いくつかありますが、農地が農振農用地内という事と担い手がそれを購入して営農するというのが条件で、この制度が成り立つような仕組みになっています。利用目的は畑、取引売買価格は、〇〇円。移転の時期は、3月20日、口座振込、支払期限は、今年の9月9日という事で、詳しくは別紙の15ページを見て下さい。先程と同じ資料の中の15ページです。ここに公社と所有権を受ける者の調書がございます、詳しい内容がここに記載されています。主に、所有権移転を受ける方は、経営は酪農という事で、従事日数は300日、個人ではなくて法人です。資金についてはスーパーL資金を活用するという状況でございます。次の16ページに所有権の情報かつ土地の情報がございます。特に20ページを見て頂きたいと思うんですけど、登記簿謄本の写しの20ページの一番最後に先程言いました、持ち主から一旦、公社への売買が農業委員会総会後すぐに、登記が終了したのがこの平成30年12月3日に農業公社の名義に変わっています。今回は、公社から買い手が購入するというような形になります。場所についてですが、21ページに位置関係が記してあります。現場の方が写真を付けておりました23ページ、特例事業は1年の内に1件あるかないかのような案件でございますので、委員さん、推進委員さん、委員さんみなさんそれぞれ出席出来る方は、この現場の方に現地確認をしまして、その様子が写真として付けております。現場は23ページの写真で示してあるように、非常にいい優良の地域です。番号1についての説明は以上になります。終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 長 続いて、日程第4 報議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 引き続きまして、議案集の4ページをお開き下さい。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。平成31年3月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号になります。これは、利用権設定の方になります。番号1です。農地の所在は黒淵、田が4筆、面積が3,702㎡となっています。この利用権設定については、更新による再設定でございます。利用権を設定する者、受ける者以下のとおりでございます。期間は3年で、全筆で賃料が〇〇円となっています。再設定ですので、次へ移ります。

番号2、土地の農地の所在は上田になります。2筆で、面積が5,244㎡、同じく再設定になります。権利を設定する者、設定を受ける者、以下のとおりでございます。期間は10年になります。賃借としては、全筆の賃料が〇〇円です。

続いて番号3になります。議案集のページで言えば、5ページですね。土地の所在は、宮原になります。1筆で、3,279㎡、同じく権利の設定は再設定になります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、以下のとおりでございます。買い手の方が先程と同じ方になっております。期間も10年という事で、1筆あたり〇〇kgの物納となっています。

それから、番号4です。農地の所在は下城になります。4筆で、面積が6,838㎡、利用権設定をする者、利用権設定を受け

る者、以下のとおりでございます。利用目的は、田で3年で、10aあたりの賃料が〇〇円です。これも再設定です。

議案6ページになります。番号5です。農地の所在は上田になります。1筆で、1,166㎡になります。同じく利用権設定は、再設定になります。利用権設定をする者、受ける者以下のとおりでございます。利用目的は田で、期間は5年、1筆〇〇円の賃料です。

それから番号6です。農地の所在は北里になります。2筆、面積が2,102㎡、利用権設定は、新規になります。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者、以下の通りでございます。利用目的は田で、期間は5年、全筆で〇〇kgの物納になります。新規でございますので、別紙で説明したいと思います。別紙の先程からの資料の29ページをお開き下さい。借り手の情報としましては、29ページ、男、年齢〇〇歳、農作業従事日数250日で、世帯員が男〇〇、女〇〇、以上の情報でございます。農業専従者も以下のとおりで、男2人、女2人で4人いらっしゃいます。

それから、議案集に戻ります。番号7、利用権設定、所在は、大字北里になります。5筆、合計面積が4,671㎡で、利用権設定をする方、受ける方、以下のとおりでございます。利用目的は田、期間は5年、全筆で物納〇〇kgとなっております。新規でございますが、借り手の情報は同じ方でございますので、新規説明は省略します。以上で終わります。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5番 7ページの〇〇さんが借りる〇〇、聞いた事ないからどこだろうなと思って、ご存じですか。

事務局長 圃場整備した〇〇地区の奥、裏手の方ですかね。

松本推進委員 〇〇から入って行ってですね。上の二又になったような、〇〇から山越しの〇〇のあそこに〇〇がある。

事務局 長 補足ですけど、この土地については結構面積も広いです。以前の農業委員さんが、一生懸命お世話して、貸し借りが成立したという背景があります。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に「農地所有適格化法人、非農地処理、合意解約等について」の報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第3回総会を閉会致します。

平成31年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

3 番